

国際航空旅客動態調査について

1. 調査の目的

国際航空旅客の総合的な動態を捉え、今後の空港整備のための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の沿革

昭和62年度から実施しており、平成21年4からは、統計法（平成19年法第53号）に基づく一般統計調査として実施しています。

3. 調査の根拠法令

統計法（平成19年法第53号）

4. 調査の対象

調査実施期間に、国際定期便及び定期的に就航するプログラムチャーター便が就航している空港からの出国旅客（日本人・外国人）及び成田国際空港・東京国際空港・関西国際空港を利用する乗継旅客を対象に実施しています。

サンプル調査であるため、偏りが生じないように、全ての出発便から満遍なくランダムに調査させていただきます。

5. 主な調査事項

旅行目的、空港のアクセス手段、旅行先の訪問地、旅行日数、個人属性等
（詳細は「国際航空旅客動態調査票」のとおり）

6. 調査の時期

毎年実施（8月及び11月頃 1回2日～1週間程度）

7. 調査の方法

出国手続き後の待合室及びサテライト等において、調査員による面接調査または被調査者自らの記入により調査を実施させていただきます。

8. 結果の公表時期

結果の公表は、調査翌年度の10月末頃。
（公表時期は、前後する場合があります。）